

第1回玉野市広木地区部会

避難行動要支援者と個別避難計画

Saturday, May. 28th, 2022

川上 富雄

駒澤大学文学部社会科学科社会福祉学専攻 教授

川上富雄 自己紹介

今日一日、よろしくお願ひします



《略歴》

1990年同志社大学文学部卒業、岡山県社協、広島県社協、日本社会事業大学、川崎医療福祉大学を経て2009年より駒澤大学。その間、1994年日本社会事業大学院修士課程修了、2008年日本社会事業大学院博士後期課程満期退学。現在、岡山・東京の両方に拠点を置き活動。2016年度米国バージニア州立ジョージ・メイソン大学にて1年間在外研究。

学位：修士 資格：社会福祉士

《主な研究・教育領域》

地域福祉・地域を基盤としたソーシャルワークの展開、社協・地域包括支援C・民生児童委員等の役割・活動のあり方、過疎地域における地域福祉システムのあり方、福祉サービス第三者評価・苦情解決等権利擁護システムのあり方、地域福祉と地域防災の融合、など

《主な教育活動》

駒澤大学文学部社会科学部社会福祉学専攻教授／社会学科主任

《主な社会的活動》

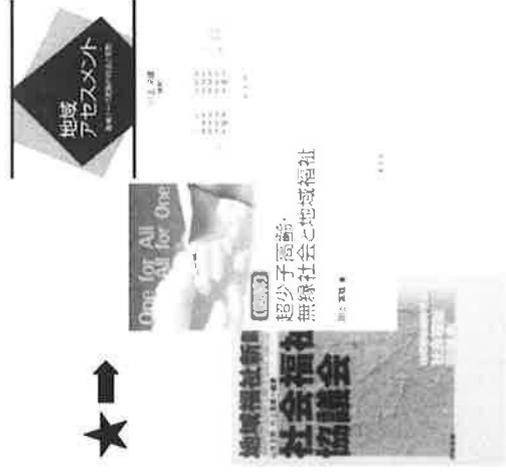
岡山県社会福祉士会理事・福祉サービス第三者評価調査者、静岡県社協市町村社協経営基盤強化委員会委員長、倉敷市地域包括支援センター運営協議会副委員長、世田谷区社会福祉審議会委員・同民生児童委員推薦会委員、中央区・鎌倉市・横浜市中区/戸塚区・倉敷市・内灘町・吉備中央町等地域福祉(活動)計画策定・推進・評価委員、総社市社協・井原市社協ひきこもり支援検討会委員、岡山県地区防災計画等作成推進協議会アドバイザー、など

《主な著作》

- ★『地域福祉新時代の社会福祉協議会』中央法規 2003 ※編著
- 『社会福祉士実習指導者/教員テキスト/実習生テキスト』中央法規2014
- 『災害ソーシャルワーク入門』中央法規 2013 ※分担執筆 ※分担執筆
- ★『超高齢少子・無縁社会と地域福祉』学文社2014 ※単著
- 「公共システムとしての民生委員をめぐる課題」(『月刊自治研』2014年11月号)
- 「民生委員制度の現状と課題」(『生活協同組合研究』2015年5月号)
- 「高齢者福祉の課題とは」(『新聞研究』2016年5月号)
- 『社会福祉士実習プログラムの考え方と作り方』中央法規2015 ※分担執筆
- ★『地域アセスメント～地域ニーズ把握の技法と実際～』学文社2017 ※編著
- 「アメリカ合衆国におけるソーシャルワーク教育の動向と我が国への示唆」(『日本社会福祉教育学会誌』2018)
- 「中国地方の中山間地・離島過疎地域の生活課題と福祉対策のあり方」(『日本社会福祉学会研究論文集』2018)

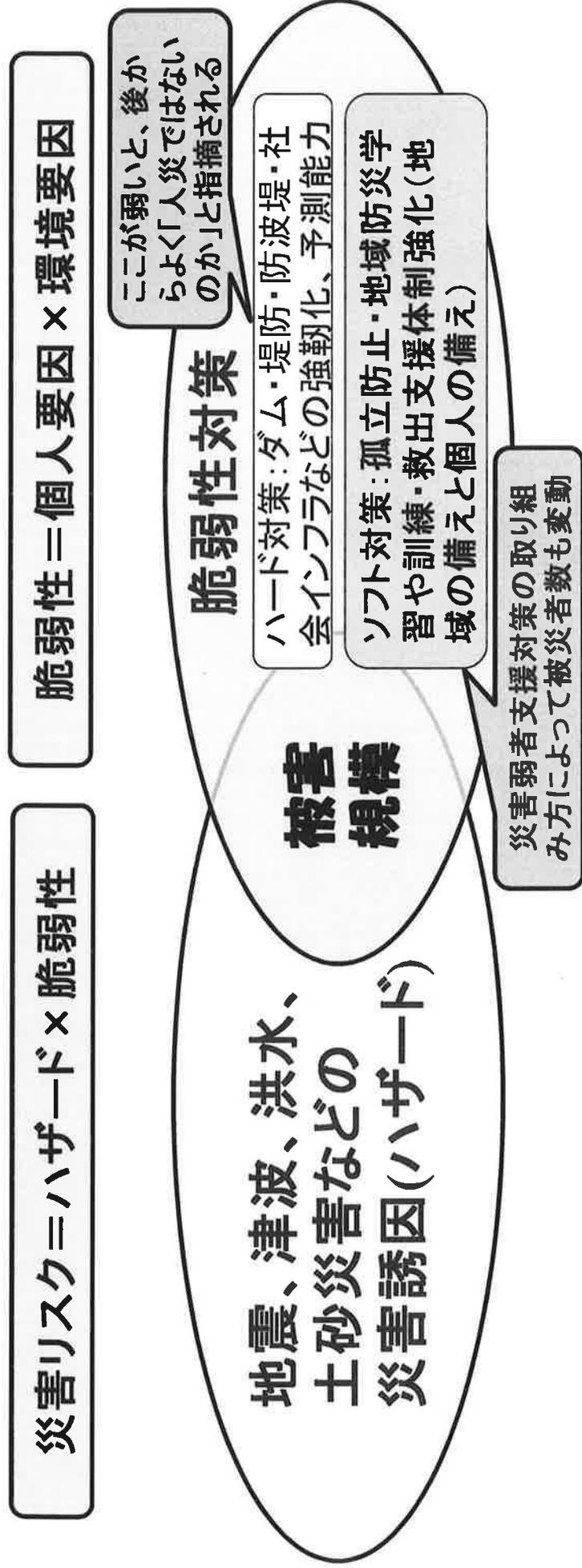


しなやかな、意欲
駒澤大学



Disasters occur when hazards meet vulnerability.

災害(被害)は、危機と脆弱性の接点に生じる



- 自然災害の発生は押さええることはできないが、予測する技術の進歩や防衛措置により被害を縮小できる
- 災害発生を想定した、社会の脆弱性(インフラとつながり)の補完や強化によって被害を縮小できる = 災害への備え
- 学習や訓練等による住民個人の災害対応力(リテラシー)の向上、および、地域住民間での避難計画・支援計画等の策定、備蓄等ソフト面の社会の脆弱性の補完や強化対策がある = 災害への備え

東日本大震災以降も、毎年のように 人命に関わる自然災害が各地で発生

- 2011年 東日本大震災(3月)
- 2012年 九州北部豪雨(7月)
- 2013年 平成25年豪雪(1-2月)、山口島根豪雨災害(7月)、秋田岩手豪雨災害(8月)、伊豆大島豪雨(10月)
- 2014年 関東豪雪(2月)、広島市豪雨土砂災害(8月)、御岳山噴火(9月)
- 2015年 台風18号関東・東北豪雨災害(9月)
- 2016年 熊本地震・大分県中部地震(4月)
- 2017年 九州北部豪雨(日田・朝倉市等)(7月)
- 2018年 草津白根山噴火(2月)、大阪北部地震(6月)、西日本豪雨災害(7月)、台風21号(9月大阪)、北海道胆振地方地震(9月)
- 2019年 九州北部(佐賀・福岡・長崎)豪雨(8月)、台風15号(千葉停電)(9月)
台風19号(箱根・長野)豪雨災害(9月)
- 2020年 新型コロナウイルス禍、熊本豪雨災害(球磨川)(7月)
- 2021年 福島沖地震(2月)、熱海豪雨災害(7月)
- 2022年 福島沖地震(3月)

この間、東日本大震災の反省に立った対策といえれば2013年の災害対策基本法改正による市町村の「避難行動要支援者名簿」作成義務化があった。しかし、個人情報保護問題との整合が解決されないうまま、またコミュニティづくりとは無関係に進められ、地域代表者への名簿提供までで停まってしまい、名簿掲載者の個別避難計画作成への広がりがりまで及ぶことは殆どなかった。

災害時に要配慮者の方々とどう守るか

➤ 地震、台風、豪雨災害が続いています。災害が起きるたびに、障害者や高齢者、中でも要介護高齢者や独居高齢・障害者の方々が多く犠牲になっている。

2011年東日本大震災では、死亡者の6割が高齢者、障害者死亡率は2倍、多くの自治体職員(288人)、消防団員(254人)、民生児童委員(56名)、福祉施設職員(86名)も死亡。また3,775名の震災関連死(89%が高齢者、移動・避難所・車中泊等で衰弱)と様々な対策の遅れや課題が明らかになった

2018年西日本豪雨災害で倉敷市真備町の死者51人の内、45人(88.2%)が65才以上。その内、自宅で亡くなった方は44人、要介護・要支援者が死者全体の36.5%(19人)、身体障害者が死者全体の23.1%(12人)と、東日本大震災以降も対策効果が見られず、同様の課題が積み残されたまま

➤ これらの経験を経て、平時の福祉サービス利用者(要援護者)が、災害発生時に要配慮者・避難行動要支援者として防災対策の対象者として繋がっていないことが強く指摘された。

個別避難計画

災害対策基本法等の一部を改正する法律(2021年4月28日改正) 個別避難計画の作成【新設】

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならぬ。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に關し市町村長が必要と認める事項

(以下省略)

個別避難計画の様式例(表)

氏名 <small>家族員の場合は()で保護者の氏名を記入</small>	
生年月日	年齢
住所又は居所	
性別	男・女
携帯番号	電話番号 FAX番号
メールアドレス	
同居家族等	
避難場所	名称
緊急時の連絡先①	住所
	フリガナ
	氏名(団体名)
	住所
	連絡先
	電話番号1: メールアドレス: その他:
	電話番号2: メールアドレス: その他:
緊急時の連絡先②	住所
	フリガナ
	氏名(団体名)
	住所
	連絡先
	電話番号1: メールアドレス: その他:
	電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援等実施者情報③	住所
	フリガナ
	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>
	住所
	連絡先
	電話番号1: メールアドレス: その他:
	電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援等実施者情報④	住所
	フリガナ
	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>
	住所
	連絡先
	電話番号1: メールアドレス: その他:
	電話番号2: メールアドレス: その他:

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用する
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「ー」と記載等、することです。

個別避難計画の様式例(裏)

避難時に配慮しなくてはならない事項 (あてはまるものすべてに☑) <input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分: 等級: 】 <input type="checkbox"/> 手帳所持【障害名: 等級: 】 <input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定医療費の支給認定を受けている <input type="checkbox"/> 医療機器の装着等をしている <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えにくい(見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他	関係者(専門職、民生児童委員、町内会、自主防災組織、ご近所、家族親戚等)が集まり地域調整会議を開いて個別避難計画を策定
特記事項	

避難支援時の留意事項

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当)より引用)

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用する
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「ー」と記載等、することです。

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月□日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

署名

個別避難計画の記入例（例3-2）（裏）

特記事項

・車椅子での生活（自操可）

・自宅マンション1階、想定最大規模の洪水が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである（□□川の洪水）

・常備薬は□□に保管。かかりつけ医は□□、主治医○○先生

・左耳が聞き取りにくいため、話をするときは右側から

・電話を使うことができる

・寝室はトイレの横の部屋

無等

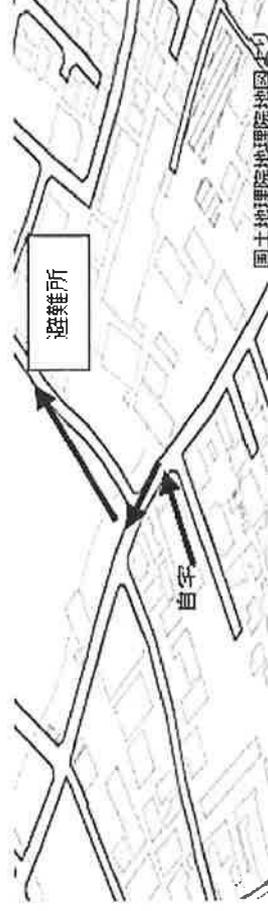
記入例3-1より詳しい内容を記載。
市町村が予め特記事項に必要な内容を
決めている想定。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当）

避難支援時の留意事項

- ・□□区水害ハザードマップ△ページ参照
- ・避難所は自宅より徒歩5分程度
- ・避難所（□□中学校）の前の道には段差があり注意が必要
- ・避難所（□□中学校）にはEVあり
- ・避難経路

自宅⇒○○信号を左折⇒○○交差点を右折⇒直進⇒□中学校正門



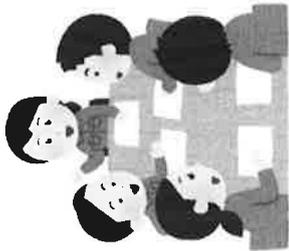
国土地理院地理院地図より

個別避難計画策定の流れ

個別避難計画 策定の段階	策定牽引・支援者(専門職等)の役割・内容
1. 対象者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ①関係者の参画呼びかけ(ケアマネ、相談支援専門員、社協CSW、民生児童委員、自治会町内会長・自主防会長など) ②地域調整会議による対象者絞り込み・選定 ③対象者及び家族への計画策定・情報共有の同意
2. 対象者アセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ①専門職と本人・家族によるアセスメント(ハザード、心身状況、孤立度、疾病や服薬、災害リテラシーの程度、災害への備えの状況など) ②アセスメント結果の分析
3. 地域調整会議 開催と個別避難計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ①地域調整会議の呼びかけ・招集・調整(本人・家族、町内会長、自主防災組織関係者、近隣住民、民生児童委員、専門職、施設職員等) ②間取図、避難経路地図、個別避難計画様式、マイタイムライン等の準備 ③地域調整会議におけるアセスメント分析結果の共有 ④避難場所・避難経路・連絡先・避難支援者・連絡方法等の確定 ⑤個別避難計画およびマイタイムライン(暫定版)の完成 ⑥行政への提出及び関係書共有についての同意
4. 避難訓練実施	<ul style="list-style-type: none"> ①避難訓練実施の呼びかけ・調整・準備 ②避難訓練の実施 ③個別避難計画・マイタイムラインの修正・確定
5. 共有・保管・更新	<ul style="list-style-type: none"> ①個別避難計画・マイタイムラインの行政への提出(報酬請求) ②個別避難計画・マイタイムラインの本人・家族・支援者間での共有 ③概ね1年ごとの避難訓練と計画の見直し (本人のADLやリテラシー、家族介護力、支援住民力等の再アセスメント)

個別避難計画作成と地域福祉との連動

町内会・自主防災組織・民生児童委員等が集まり(地域調整会議)、地域の要配慮者を抽出してみる



- ①ハザードの状況
- ②心身の状況、支援必要度
- ③独居等社会的孤立状況

分担して「個別避難計画」の策定について本人および家族に同意を貰いに訪問する

→ 同意or拒否

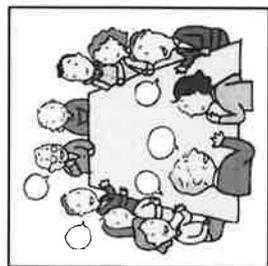


近隣住民に声掛けして、避難支援等実施者として、地域調整会議に参加してもらえないか勧誘(地域の人材発掘のきっかけに)

同意した人一人一人ずつについて、本人・家族・町内会・自主防災組織・民生児童委員・ご近所(避難支援等実施者)・専門職(ケアマネ・社会協)等が集まり、地域調整会議を開催し、個別避難計画を作成

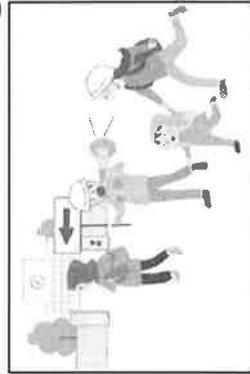


多くの住民の個別避難計画が作成されたと、それを踏まえた地区防災計画の作成に地域をあげて(みんななどで)取り組む



個別避難計画に基づく防災訓練兼避難訓練を実施

→ 計画の修正もあり得る



地域調整会議の中で、本人の孤独、日常生活の不自由・不便、将来への不安等、災害時避難のみならず日常生活上の様々な困難を知り、近隣住民を中心に「見守り」「話し相手」「サロン等居場所への参加」など地域の支え合い活動に繋いでいく



地域調整会議と対象者の選定



■ 地域調整会議とは

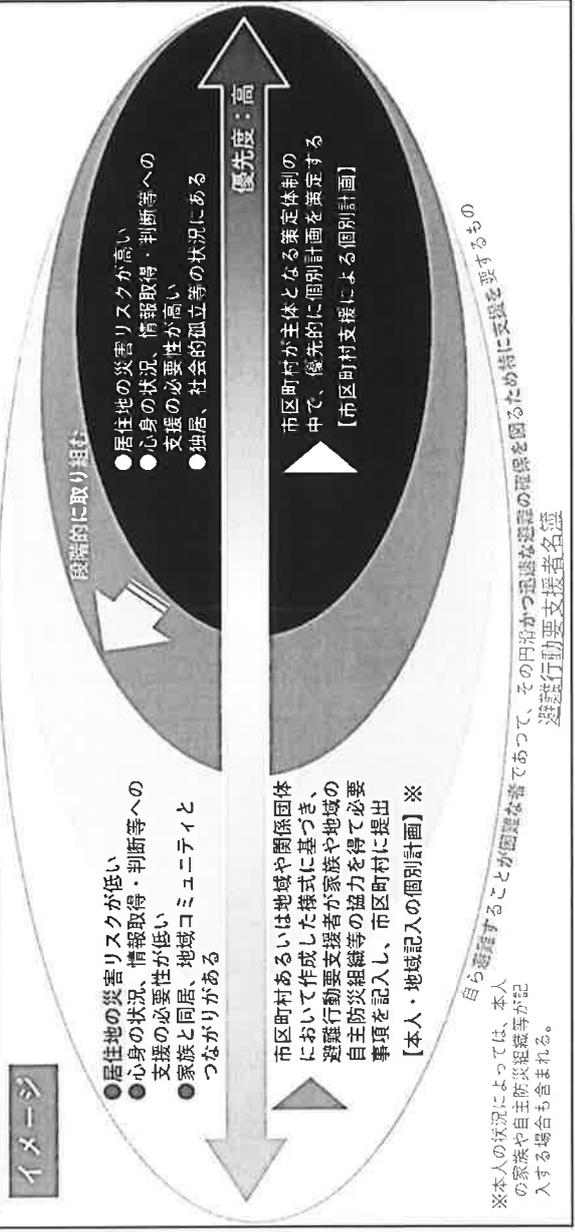
個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議。地域の実情に応じて、本人と家族、福祉専門職（要支援者の場合は地域包括の場合も）、社協職員、民生児童委員、避難支援等実施者（近隣住民）、自主防災組織、自治会・町内会関係者、福祉施設職員、その他の関係者などで構成

■ 対象者の選定 〈優先度の考え方〉

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ×
- ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援必要度（要介護度・障害認定等）
- ×
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

優先度を踏まえた個別計画の策定

- 個別計画は、優先度が高い者から策定することが適当であり、市区町村が必要に応じて策定の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。
 - ・ 地域におけるハザードの状況（※）
 - ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
 - ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 他方、各市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするためには、市区町村が策定する個別計画として、①市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人・地域記入の個別計画）づくりを進めることが適当である。



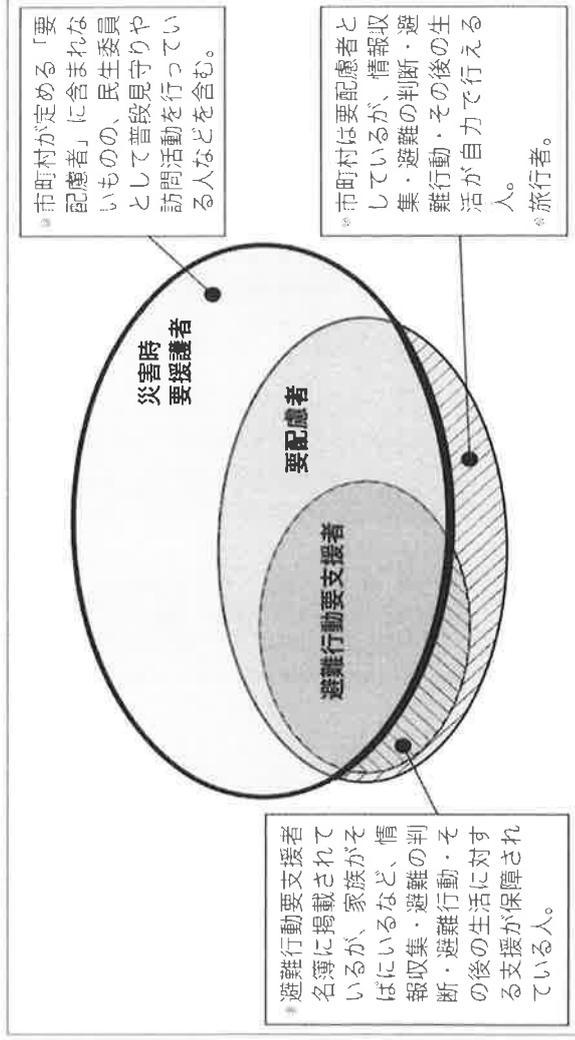
災害時に支援・配慮が必要な人は・・・？

サービス利用者だけが要配慮者ではない。潜在的に様々な人がいることに気づく必要がある

要配慮者	「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」	災害対策基本法第8条2項15号
避難行動要支援者	「要配慮者」のうち、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」	災害対策基本法第49条の10

全国民生委員児童委員連合会「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版」,平成31(2019)年3月から

本「指針」での「災害時要援護者」、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の関係



ハイリスク予備軍

- ひとり暮らしの高齢者 ・高齢者のみの世帯
- 認知症・MCIの人 ・難病の人
- 一時的なけが治療中の人 ・病気の人
- 軽度知的障害(ポーター一層)や発達障害の人
- 妊産婦 ・乳幼児 & 育児家族 ・化学物質過敏症の人
- 日本語での意思疎通が困難な外国人
- 書により要支援となった人(けが・病気など)
- 旅行中・出張中など地元民でない人
- 状態像で考えと・・・立つことや歩行ができない、音が聞こえない(聞き取りにくい)、物が見えない(見えにくい)、言葉や文字の理解がむずかしい、危険なことを判断できない、顔を見ても知人や家族とわからない、などなど・・・

個別避難計画の対象となるのは

「避難行動要支援者」(災害対策基本法第49条の10)当該市町村に居住する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

具体的には・・・自分の身の危険を察知できない、危険を知らせる情報を受け取ることができない、身の危険を察知できても救助者(周囲)に伝えられない、危険を知らせる情報受け取っても対応行動ができない

個別避難計画作成の共有と個人情報保護

個別避難計画の複写保存(共有)はどの範囲？

- 本人
- 家族
- 近隣住民＝避難支援等実施者
- 地区担当民生児童委員
- 介護支援専門員・相談支援専門員
- 福祉避難所として想定される福祉施設
- 市町村行政
- 町内会長・自治会長

個人情報の関係者所有に関する本人同意の必要

個別避難計画作成の中(アセスメント・地域調整会議等)で個人情報を共有し取り扱うので、開始時点で信頼関係が形成され、かつ同意が得られている必要

(注)地域福祉実践における個人情報保護問題は人間関係・信頼関係問題でもある

福祉施設の役割

リエゾン・ソーシャルワーカーの配置検討（liaison: 仏：連携・連絡）

②内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」改訂(2021)

- 予め個別避難計画で避難が特定された受入対象者を発災直後から受入対応する一時避難所扱化
- 従来の福祉避難所は、災害発生して数日後に開設される一般避難所に行けない人のための二次的移送先という位置付だったが、改正により、「高齢者・障害児者等の個別避難計画（や地区防災計画）で、福祉避難所施設との事前マッチングを行った者について、直接避難を受入れる」こととなった

当然、地域調整会議に同席し、個別避難計画作成に関する必要

①厚労省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」制定(2020)

- 「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」(2020.12.14厚労省)発出を受け、2021年の報酬改定において、福祉事業所BCP作成、研修実施、訓練実施が義務化。2024報酬改定以降未達成の場合は減算対象

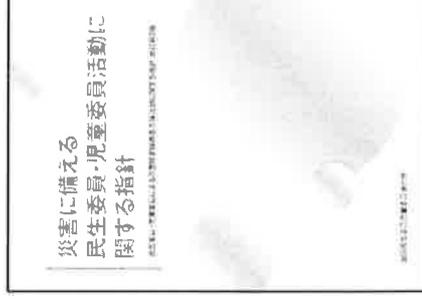
福祉避難所として受け入れも組み込んだBCP作成が必要

民生委員児童委員／民児協の役割

民生児童委員とは、民生委員法に基づき国から委嘱され、住民の身近な相談相手、要援護者の見守り、地域福祉活動の手伝いなどに取り組む福祉ボランティアです。児童福祉法の児童委員も兼務しています。100～400世帯ごとを目安に配置され全国に約23万人います。単位民児協ごとに主任児童委員も2～3名ずついます

《災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条》

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する



《災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針》 抜粋

Point① 平常時の取り組みこそが重要 《平常時》

日頃から災害対策に積極的に取り組んでいた地域では、災害時も円滑に対応できたとのことです。住民相互に支援し合えるような体制づくりをはじめ、災害時に支援が必要なる人も参加しての防災訓練や避難訓練など、地域ぐるみの取り組みが極めて重要です。

個別避難計画策定を通じた地域づくり

(コミュニティワークの方法論は地域防災も地域福祉も同じ)

- 個別避難計画が市町村の努力義務化されたことに伴い、市町村でその取り組みが急がれるところですが、「法律が変わったから、住民の皆さん個別避難計画をすぐ作ってください。実績が必要なので、完成したら報告してください」と、住民に仕事を降ろせばよいというものではありません。住民からすれば「また行政から新しい仕事而降りてきた」と嫌厭感をいただくだけ
 - 専門職・民生児童委員・地域関係者も、「とりあえず近隣の支援者の名前を入れておけばいいんですよ」と、形式的・作業的に作成するようなものでもない
 - 個別避難計画を「とにかく形式的に完成させればよい」では画餅に帰してしまいますし、発災時に本当に命を守るツールにはなりません
- 
- 災害時にも真に有効な計画として機能するためには、コミュニティワークのプロセスを踏まえた、住民の気づきと学びを通じて住民主体意識を育みながら作成を促していく必要があります
 - 住民活動は基本的に「共感原理」に基づくものであり、近隣住民に機械的に担当を割り振ればよいというものではありません。本人と支援者の人間関係形成が前提となります。そうした環境づくり、地域づくり、人づくりなどにも専門職が関わり、繋いだり・気づいたり・学んだりする支援をしていくことが期待されます

地域防災と地域福祉の取り組み方は同じ

縦割り・縄張りを超え、地域のみんなまで、避難できない方のことを考え、支える仕組み作りに取り組みむ必要

地域・近隣住民が参加して個別避難計画作成に取り組む中で、対象者が実は日常生活上にも多くの生活課題・困難・不便・不安を抱えていることを知り、災害発生時支援だけでなく日常生活支援活動にも広がっていく。地域の中で、住民同士が互いの命と暮らしを守るために、気づき、学び、活動する過程はコミュニティワーク実践そのもの

話し合いから気づき・学びへ

- 真の避難行動要支援者の洗い出し・抽出
- 想定される災害と地区内の危険箇所の点検・洗い出し
- 避難所の点検(場所、部屋数・風呂・トイレなど設備、備品)

学んだ結果対策を取りまとめる計画づくり

- 避難ルートや避難所の整備計画・共助のしくみづくり(地区防災計画)
- 避難行動要支援者の個別避難計画／マイタイムライン策定
- メンバー・参加者・協力者の拡大

計画が画餅に帰さないために避難訓練を実施

- 春夏秋冬／昼夜／晴雨風雪／様々な災害種類／様々な人々を組み合わせた防災訓練・避難所体験等を重ね、地区防災計画・個別避難計画のアップデートと「地域の防災力」・「住民の防災力」の向上を図る

専門職による側面支援

住民主体の地域防災

「ご近所さんと私。母ちゃん防災士の信念」 防災士 竹川操枝(石川県)さんの言葉

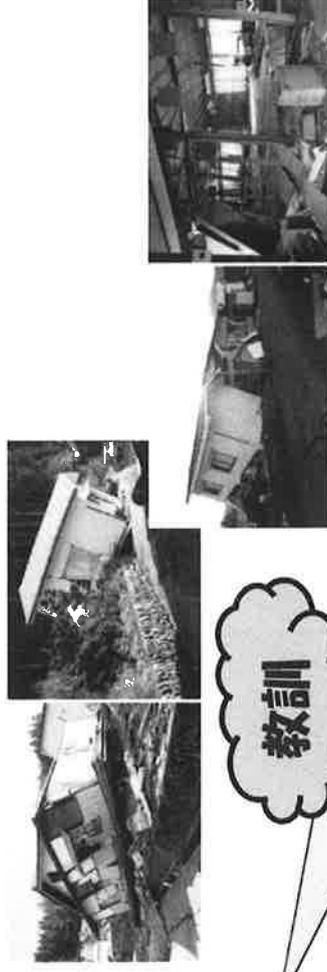
- 「もしも金沢市内全部が災害にあったら、誰が助けてくれるんですか。救急車・消防車絶対来ません。助けてくれるのは隣近所です。今から仲良くしておいてください。面憎(ツラニク)いこと言ったら助けてもらえんよ。」「日頃から…
 - 町会、校下の行事、各種団体行事、サークル、趣味の会に参加しましょう
 - ボランティアにも快く参加してみよう
 - 近所づきあいを大切にしましょう。(向う三軒両隣)を大切にしよう
- 「なんでこんなことしないといけないのでしょうか。それは、あなたの顔を校区で売ってほしいんです。」
- 「(誰でも)見たことない人より見たことある人を助けませんか。知らない人やったら、もしなんかあったら、踏んで逃げるかもしれない。知ってる人やったら「あんた一緒に逃げるよ」って手を引っ張ってあげるかもしれない。おにぎりが一つしかなければ、「あんた半分あげるよ」っていうけど、知らん人にはあげたくないわね。」
- 「だから、向う三軒両隣。隣近所、仲良くしてほしいんですね。」

地域福祉関係者がすすめている「安心・支え合いのまちづくり」、「コミュニティワーク支援」と方向も手法も同じ。支え合い活動も、顔見知りの付き合いのある〇〇さんだから支えてあげなきやという気持ちになる。知らない人には「何とかがしてあげたい」とは感じない。共感原理に基づく活動。

2014.11.22 長野県北部地震と「白馬の奇跡」

- 2014年11月22日午後10時8分に発生した「長野県神城断層地震」では、長野県白馬村の一部の集落に住宅被害が集中した。全壊50棟、半壊91棟、一部損壊1426棟に及んだが、一人の死者も出していない対応は防災モデルケースとして注目
- 白馬村堀之内地区では、住民26人が崩れた建物の下敷きになったが、近隣住民によって全員救助、住民は迷うことなく1時間ほどで41世帯118人の安否を確認
- 高いコミュニティ意識と強い結び付きに加え、白馬村では4年前から「住民支え合いマップ」を作成してきており、災害時の自力避難が困難な高齢者や障がい者の住宅を地図に落とし込み、誰が手助けするかを決めて地域住民で共有しており、今回の自身でも安否確認や救助、支援が機敏に行われた

■ 「マップの作成や更新を通じ、誰がどこにいるかお互いにわかっていて、普段から声をかけ合う。何かあったときも『あの家にはお年寄りがいる』『あの家には何人住んでいる』と、明快な指示が可能。そうした備えが死者ゼロにつながった」と、白馬村社協の山岸事務局長(当時)は話す



教訓

マップ作成を通じた住民同士の顔の見える信頼関係構築が、個人情報保護問題を突破し、延いては災害時に命を守る地域福祉実践に繋がった！地域支援はこうした信頼関係をつくる地道な取り組み。

Fin

I appreciate your listening to my lecture.

